

J A S 構造材個別実証支援事業に係る公募要領

第 1 (総則)

J A S 構造材個別実証支援事業 (以下「個別実証事業」といいます。)に係る公募については、この要領に定めるところによるものとします。

第 2 (公募対象助成事業)

個別実証事業が採択され、個別実証事業を実施する事業者 (以下「個別実証事業者」といいます。)には、別添 1「J A S 構造材活用宣言事業者が行う J A S 構造材個別実証支援事業の内容について」に定める事業を実施していただきます。

第 3 (個別実証事業者の申請の要件)

個別実証事業に申請できる者 (以下「個別実証事業申請者」といいます。)は、個別実証事業の対象物件の建築業者 (建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者) であって、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ア J A S 構造材活用宣言事業で J A S 構造材活用宣言事業者 (以下「宣言事業者」という。)として登録している事業者であること。
- イ 「別添 1」に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、且つ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- ウ 個別実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。

第 4 (個別実証事業の対象とすることができる物件)

- (1) 個別実証事業の対象とすることができるのは、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築工事届を提出し、且つ次の要件を満たす物件とします。
 - ア 建築工事届の建築主が国、都道府県、市町村に該当しないもの。
 - イ 建築工事届の主要用途が居住専用建築物に該当しないもの。
 - ウ 建築物において基礎より上部の部分において、個別実証事業以外の国からの助成を受けていないもの。
- (2) 公共建築物等における木材利用の促進に関する法律 (平成 22 年法律第 36 号) の第 2 条に定める国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物は、対象にできません。

公共建築等における木材利用の促進に関する法律で対象となる建築物の例

- ① 学校
- ② 老人ホーム、保育所、福祉ホーム
- ③ 病院又は診療所
- ④ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- ⑤ 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- ⑥ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合い用に供するもの
- ⑦ 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

第5 (助成対象木材及び金額)

個別実証事業者が「別添1」に定める事業を実施するのに必要なJAS構造材(以下「助成対象木材」といいます。)の助成の対象及び金額は、以下に定めたものとします。なお、助成対象木材は、実証事業者が、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づく登録木材関連事業者として合法性を確認したものとします。ただし、平成30年度においては、個別実証事業者が登録木材関連事業者でない場合は、林野庁ガイドラインに基づく合法木材認定供給事業者の合法木材証明によって伐採時の合法性が確認されたものも可とします。

(1) 構造用製材

ア 助成対象木材

- ① JAS格付品のうち機械等級区分構造用製材とし、住宅部分を除く構造耐力上主要な部分(以下「構造部」という。)の柱、梁桁(トラス等を含む)、土台に使用されたもの。そのうち柱への使用は必須(一部のみの使用も可)とします。
- ② JAS格付品のうち枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(2×4工法構造用製材)とし、住宅部分を除く構造部に使用されたもの。

イ 助成対象範囲は、助成対象木材の調達費(材料費、プレカット加工費及び運搬費)とします。

ウ 助成金額は、以下の①から③を比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた金額とします。ただし、助成額は一件の個別実証事業に対して、1,000,000円を上限とします。

- ① 第6に定める様式1号に基づく助成対象木材を使用予定の階ごとの床面積の合計(住宅部分を除く)に2,000円/m²を乗じた金額
- ② 第14に定める様式6号に基づく助成対象木材を使用した階ごとの床面積の合計(住宅部分を除く)の実績に2,000円/m²を乗じた金額
- ③ 第14に定める様式6号に基づく助成対象木材の調達費(材料費にプレカット加工費及び運搬費を加算した金額)

(2) J A S 格付品のうち直交集成板 (C L T)

ア 助成対象木材は住宅部分を除く構造部の壁、床、屋根、横架材に使用されたものとしします。

イ 助成対象範囲は、助成対象木材の調達費 (材料費、プレカット加工費及び運搬費) としします。

ウ 助成金額は、以下の①から③を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額としします。ただし、助成額は一件の個別実証事業に対して、15,000,000 円を上限としします。

① 第 6 に定める様式 1 号に基づく申請時の助成対象木材予定使用量に 150,000 円/m³を乗じた金額

② 第 1 4 に定める様式 6 号に基づく構造部の壁、床、屋根、横架材に使用された助成対象木材の材積の実績に 150,000 円/m³を乗じた金額

③ 第 1 4 に定める様式 6 号の助成対象木材の調達費 (材料費にプレカット加工費及び運搬費を加算した金額)

なお、(1)、(2) を併用して使用した場合の助成額は合算で 16,000,000 円を上限としします。

第 6 (個別実証事業申請書類の作成等)

個別実証事業申請者は、J A S 構造材個別実証支援事業申請書 (様式 1 号) を提出するものとしします。

(1) 申請数の上限

個別実証事業者は、最大 5 件の個別実証事業への申請が可能です。ただし、個別実証事業者が建築業者以外の宣言事業者と共同して申請を行う場合は、共同申請者一事業者当たり 5 件までの追加申請が可能です。

〔 建築業者以外：設計者、流通業者、プレハブ建築業者、サービス産業の企業、
倉庫オーナー、製材業者、プレカット業者 など 〕

第 7 (個別実証事業申請書等の提出期限等)

(1) 提出期間：平成 30 年 5 月 31 日 (木) から平成 30 年 10 月 31 日 (水) 17 時迄

(2) 申請書の提出場所：個別実証事業に申請する物件の住所にある別添 2 に定めた地域木材団体

(注) 郵送の場合は、封筒に「J A S 構造材個別実証支援事業請書在中」と記入して下さい。

(3) 申請書の作成及び事業の内容等に関する問合せ先 (事務局)

一般社団法人全国木材組合連合会 担当者：森田、平松、高田

(4) 提出物

ア 第6の申請書 1部

イ 申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な平面図、軸組図、梁伏せ図等 各1部

ウ 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届一式のコピー 1部

(5) 提出にあたっての注意事項

ア 提出した申請書は、返却しません。

イ 提出した申請書は、変更又は取消しができません。

ウ 申請書は、提出者に当該事業以外に無断で使用しません。

エ 申請書に虚偽の記載をした場合は、無効とします。

オ 申請要件を有しない者が提出した申請書は無効とします。

カ 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

第8 (個別実証事業申請の受付について)

地域木材団体は、事業申請受付書(様式2号)を個別実証事業申請者に通知します。

第9 (個別実証事業の採択について)

(1) 審査方法

第7(3)の事務局は、提出された申請書について、外部の有識者等からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で個別実証事業を決定します。

(2) 審査の観点

第7(3)の事務局は、事業内容及び実施時期、事業の効果、申請者の適格性などについて審査します。

なお、申請書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

(3) 審査結果の通知等

第7(3)の事務局は、審査結果通知書(様式3号)を個別実証事業申請者に通知します。

第10 (個別実証事業の実施及び注意点)

(1) 個別実証事業者は、審査結果通知書(様式3号)受領後、採択された個別実証事業を別に定めるJAS構造材個別実証支援事業助成金交付規定に基づき速やかに実施して下さい。

(2) 審査結果通知書(様式3号)に記載された日付以前の助成対象木材の調達費は、助成対象外となります。

第1 1 (個別実証事業の申請の取下げ)

- (1) 個別実証事業者は、個別実証事業の実施が困難となった場合においては、速やかに J A S 構造材個別実証支援事業採択取下げ申請書 (様式 4 号) を第 7 (3) の事務局に提出し、その指示を受けなければなりません。
- (2) 共同申請された個別実証事業において、共同事業者に変更がある場合は、速やかに取下げ申請をした上で、様式 1 号により変更後の事業者名で再度申請をして下さい。
- (3) 第 7 (3) の事務局は、取下げ申請書 (様式 4 号) の内容を審査した上で、J A S 構造材個別実証支援事業採択取下げ承認書 (様式 5 号) により、個別実証事業者に申請の承認を通知します。

第1 2 (状況の報告)

第 7 (3) の事務局及び第 7 (2) の地域木材団体は、必要があると認めたときは、個別実証事業者に対し、個別実証事業の進行状況に関する報告を求められます。

第1 3 (個別実証事業の対象物件の確認)

第 7 (3) の事務局及び第 7 (2) の地域木材団体は、必要があると認めたときは、個別実証事業の対象物件を確認することができます。

第1 4 (交付申請書の提出)

- (1) 個別実証事業者は、事業完了後、J A S 構造材個別実証事業助成金交付申請書 (以下「交付申請書」といいます。) (様式 6 号) と以下に挙げる資料を添付して、事業が完了した日から起算して 1 か月を経過した日、又は平成 30 年 12 月 21 日 (金) のいずれか早い期日までに提出して下さい。
なお、「事業が完了した日」とは、助成対象木材の J A S 構造材の建て方が終了した日とします。
ア 個別実証事業で得られた J A S 構造材の使用に関する情報等をまとめた報告書
 - ① 第 5 の (1) 構造用製材の場合は、様式 6 号-2-ア
 - ② 第 5 の (2) J A S 格付品のうち直交集成板 (C L T) の場合は、様式 6 号-2-ア及び様式 6 号-2-イ
イ 交付金額の査定に必要となる資料 (助成対象となる J A S 構造材が判別可能な木拾い表・平面図・軸組図・梁伏せ図、領収書 (または請求書)、建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届のコピー等)
ウ 記録写真 (①材料荷受け時の検収写真 (検収毎)、②助成対象木材の部材種毎の写真 (部材種毎に 1 枚以上)、③建て方終了時に建物の全景写真 (2 方向)、④C L T については接合部の種類毎に 1 枚以上を、(i) 工事名、(ii) 撮影日時、(iii) 部材種を記載した黒板と共に撮影したもの)
エ 決定通知 (様式 3 号) の日付以降に材料発注があったことを証明する資料 (発注書、材料指示書等)
- (2) 個別実証事業者は、第 1 項の交付申請書 (様式 6 号) を提出するに当たって、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第15（助成金の額の確定等）

第7（3）の事務局は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が個別実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書（様式7号）を個別実証事業者に通知するものとします。

第16（助成金の支払い）

個別実証事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式8号）を事務局に提出しなければなりません。

第17（交付決定の取り消し）

- (1) 事務局は、個別実証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、個別実証事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。
- ア 第14に定める交付申請書（様式6号）を提出しなかった場合。
 - イ 第6に定めるJAS構造材個別実証支援事業申請書（様式1号）の内容が第14に定める交付申請書（様式6号）と著しく異なる場合。
 - ウ 個別実証事業者がJAS構造材活用宣言の登録において、その内容に虚偽の記載を行ったことが判明した場合、宣言の登録が抹消された場合（共同申請を行っている宣言事業者の登録が抹消された場合を含みます。）、個別実証事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合。
 - エ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、個別実証事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - オ ア、イ、ウ、エに掲げる場合のほか、個別実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合。
- (2) 個別実証事業者は、前項による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければなりません。
- (3) 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第18（経理書類の保管等）

個別実証事業者は、個別実証事業に要した費用についてその収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

また、事務局及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、公表できるものとします。

（附則）

この通知は、平成30年5月28日から施行するものとします。

別添 1

J A S 構造材活用宣言事業者が行う J A S 構造材個別実証支援事業の内容について

1 趣 旨

今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材需要の拡大を図るには、現在木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓することが必要です。このため、厳密な構造計算に対応が出来る木材の需要及び供給を拡大することが急務であり、特に格付実績の低位な無垢材等の J A S 製品の活用に向けた取組が重要です。

2 事業概要

建築事業者等が、非住宅建築物（公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条に定める建築物を除く）において、構造部分に J A S 構造材（機械等級区分構造用製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、又は直交集成板）を利用することを通じて、設計、調達、施工時等における J A S 構造材の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。